

議案第92号

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和32年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（提案理由）

漁業法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。